赤血球不規則抗体保有カードについて

◆カード発行の目的

不規則抗体は一度検出されても、時間の経過とともに検出感度以下になることがあります。検査結果上は異常がなくても、患者体内で免疫記憶が行われているため、不規則抗体を保有していることに気づかずに抗原陽性の血液を輸血してしまうと、抗原の再刺激によって抗体が急激に産生され、溶血性副作用を起こすことがあります。「輸血療法の実施に関する指針（改訂版）」では、「37℃で反応する臨床的に意義（副作用をおこす可能性）のある不規則抗体が検出された場合には、患者にその旨を記載したカードを常時携帯させることが望ましい」と記載されています。対象者にカードを発行することで、他院へ受診した際に、もし輸血前検査で抗体が検出されなかったとしても、適合血を準備することが可能であり、**溶血性副作用の防止**に役立つと考えられます。

◆カードを発行する医療機関の方へ

【発行方法】**詳しくは入力ファイルをご覧ください。**

①入力ファイル(Excel)は山梨輸血研究会ホームページの「お役立ち情報」からダウンロードできます。
※お使いのパソコンによって正しく表示されない場合がありますので、その際は事務局までお問い合わせください。

②「入力画面」に必要事項を入力してください。

③抗体に上付き文字がない場合（例：抗E、抗c、抗S等）は、「印刷画面（自動）」の青色の部分に、「入力画面」の赤い数字を入力してください。全てのデータが反映されます。

④抗体に上付き文字がある場合（例：抗Jk^a、抗Le^a、抗Jr^a等）は、「印刷画面（手入力）」の青色の部分に「入力画面」の赤い数字を入力してください。抗体名以外のデータが反映されます。抗体名の部分は「入力画面」の不規則抗体名のセルをコピーして貼り付けてください。

⑤印刷後、点線に沿って切り取り、半分に折ってラミネートをしてください。
※用紙（黄色）とラミネート（カードサイズ）は事務局より配布しますのでご連絡ください。

【注意事項】

・カードには、「赤血球型検査（赤血球系検査）ガイドライン（改訂１版）」に基づいた**臨床的意義のある抗体**を記載してください。

・発行元医療機関の電話番号は、カードを受け取った医療機関からの問い合わせ目的で記載しています。患者用ではありませんので、必要であれば（特に検査室直通の番号を記載する場合等）患者説明の際にその旨をお伝えください。

・カードを受け取った医療機関から問い合わせがくることがありますので、記録の保管をお願いします。

◆カードを受け取った医療機関の方へ

・このカードは、医療機関同士の情報共有を目的としており、検査省略を容認するものではありません。**必ず自施設で通常通りの検査**をお願いします。

・発行元医療機関の電話番号を載せていますが、時間帯によっては対応できない場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ先
山梨輸血研究会　事務局
（山梨県赤十字血液センター学術・品質情報課）
TEL: 055-251-5891